

| 名称 | | 相手先 | 金額 | 支出目的 | |
|----------|-----|-------------------------|-------------------|-----------|---|
| 船員保険特別会計 | 補助金 | 独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金 | 独立行政法人労働者健康福祉機構 | 11,976 | 独立行政法人労働者健康福祉機構の施設整備等に必要のため |
| | | 船員災害防止対策事業費補助金 | 船員災害防止協会 | 41 | 船員の災害及び疾病を予防するために船員災害防止協会に対して、その事業に要する費用の一部を補助するものである。 |
| | | 船員雇用促進対策事業費補助金 | (財)日本船員福利雇用促進センター | 205 | 船員の雇用の促進に関し必要な措置を講ずることにより、船員の職業及び生活の安定に資するため、これらの事業を行う日本船員福利雇用促進センターに対して、その事業に要する費用の一部を補助するものである。 |
| 補助金計 | | | 1,004,011 | | |
| 一般会計 | 負担金 | 老人医療給付費負担金 | 地方公共団体 | 3,041,533 | 老人保健法(昭和57年法律第80号)に基づく医療等に要する費用の一部を負担するため |
| | | 生活保護費負担金 | 地方公共団体 | 2,007,709 | 都道府県、市等が行う生活保護に要する費用(保護費)の一部を負担することにより、生活困窮者の最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図るため |
| | | 療養給付費等負担金 | 地方公共団体等 | 1,707,147 | 国民健康保険法第70条等に基づき、医療給付費の一部等を負担するため |
| | | 介護給付費等負担金 | 地方公共団体 | 1,118,004 | 介護保険法第121条に基づき、市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の一部、及び都道府県が設置する財政安定化基金の造成に必要な経費の一部を負担するため |
| | | 老人保健医療費拠出金負担金 | 地方公共団体 | 635,667 | 国民健康保険法第70条に基づき、老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の一部を負担するため |
| | | 児童保護費等負担金 | 地方公共団体 | 525,863 | 児童福祉法第53条及び知的障害者福祉法第26条第1項に基づき、地方公共団体の支弁する経費の一部を負担するため |
| | | 介護納付金負担金 | 地方公共団体 | 243,379 | 国民健康保険法第70条に基づき、介護納付金の納付に要する費用の一部を負担するため |
| | | 障害者自立支援給付費負担金 | 地方公共団体 | 213,506 | 都道府県、市等が行う障害福祉サービスに要する費用の一部を負担するため |
| | | 児童扶養手当給付費負担金 | 地方公共団体 | 152,436 | 児童扶養手当法第21条に基づき、手当の支給に要する費用の一部を負担するため |
| | | 障害者医療費負担金 | 地方公共団体 | 70,636 | 障害者自立支援法第58条に基づき支給した医療費の一部を負担するため |
| | | 身体障害者保護費負担金 | 地方公共団体 | 50,978 | 身体障害者福祉法第37条の2に基づき、身体障害者更生援護施設の運営に要する費用等の一部を負担するため |
| | | 特別障害者手当等給付費負担金 | 地方公共団体 | 34,494 | 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、特別障害者手当等の支給に要する費用の一部を補助するため |

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|-----------------------------|--------------|--------|--|
| 保健事業費等負担金 | 地方公共団体 | 32,957 | 地方公共団体等が行う各保健事業（老人保健事業、感染症予防事業、予防接種対策事業等）に必要な経費に対する法令等に基づく負担をするため |
| 結核医療費負担金 | 地方公共団体 | 4,904 | 結核予防法第34条に基づき、地方自治体が行う結核の入院患者に対する医療に必要な経費の一部を負担するため |
| 事務費負担金 | 健康保険組合連合会 | 4,810 | 健康保険法（大正11年法律第70号）第151条の規定により、健康保険事業の事務の執行に要する費用を負担するため |
| 精神障害者措置入院費等負担金 | 地方公共団体 | 4,550 | 精神保健福祉法第30条及び麻薬及び向精神薬取締法第59条に基づき支出した医療費の一部を負担するため |
| 母子保健衛生費負担金 | 地方公共団体 | 2,681 | 母子保健法第21条の3に基づき未熟児に対する医療の給付等に要する費用の一部を負担するため |
| 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金 | 独立行政法人国立病院機構 | 2,729 | 心神喪失者等医療観察法第102条に基づき、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置に要する経費を負担するため |
| 職業転換訓練費負担金 | 地方公共団体 | 2,285 | 雇用対策法第20条に基づき、都道府県が支給する職業転換給付金に要する費用の一部を負担するため |
| 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金 | 独立行政法人国立病院機構 | 1,967 | 心神喪失者等医療観察法第102条に基づき、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の運営に要する経費を負担するため |
| 原爆被爆者介護手当等負担金 | 地方公共団体 | 1,302 | 被爆者援護法第31条に基づき、介護手当の支給及び支給に係る事務等に要する費用の一部を負担するため |
| 婦人保護事業費負担金 | 地方公共団体 | 760 | 売春防止法第40条第1項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第1項に基づき、地方公共団体の支弁する経費の一部を負担するため |
| 災害救助費等負担金 | 地方公共団体 | 597 | 1. 都道府県が行う応急救助に要する経費及び事務費の一部を負担することにより、応急救助の適正な実施を図るとともに都道府県の経費軽減を図るため 2. 国及び都道府県等が共同して行う国民保護訓練に係る費用の一部を負担することにより、都道府県等における武力攻撃事態等への対処の向上を図るとともに都道府県等の経費軽減を図るため |
| 国民年金基金等給付費負担金 | 国民年金基金等 | 482 | 国民年金法等の一部を改正する法律附則第34条第4項に基づき、年金に要する費用を定率負担するため |
| 災害弔慰金等負担金 | 地方公共団体 | 232 | 異常な自然現象による災害により死亡した者の遺族及び精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し、市町村が支給する災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費の一部を都道府県に補助するもの |
| 社会福祉施設等施設整備費負担金 | 地方公共団体 | 214 | 「生活保護法」、「身体障害者福祉法」、「老人福祉法」、「児童福祉法」、「知的障害者福祉法」等の規定に基づき、地方公共団体が整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担するため |
| 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関設備整備費負担金 | 独立行政法人国立病院機構 | 176 | 心神喪失者等医療観察法第102条に基づき、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置に要する経費を負担するため |

一般会計

負担金